

下記の筆界特定の手續について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

手続番号 令和 7 年第 7 4 号
 対象土地 大阪市西成区天下茶屋北二丁目 1 番
 同所 2 番 1